

特集 I：環境教育～「持続可能な開発のための教育
(ESD)の10年」導入以降の変化と実践～

学校教育における実践
～東京都の事例から～

米 津 光 治

(文教大学教育学部)

Problems in the Practice of Environmental
Education in Schools in Tokyo-to District

YONEZU MITUHARU

(Faculty of Education, Bunkyo University)

要 旨

第57回国連総会において、2005（平成17）年から始まる10年を「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」とすることが採択され、我が国においても、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定やそのための基本方針が定められるなどの動きがあった。あらためて持続可能な開発のための教育について再確認するとともに、学校教育における環境教育に対する取組について、東京都の公立小中学校の教育課程を分析し、環境教育の実践における課題を明らかにする。

はじめに

地球誕生から、46億年という長い歳月をかけて、大気、水、陸地、そして森林や動物などの生物から成る複雑な自然の仕組みができあがった。ジェームズ・ラブロックは、地球はそれ自体が一つの生命であるとする説を提唱し、地球の複雑でデリケートな仕組みに感動し、ギリシアの女神の名前をとって「ガイア理論」と名付けた。

人類は、地球上の様々な地域において独自の文化を形成し生活しているが、各地域環境は、大気や水の循環により地球全体で一つにつながっている。

産業革命以降の科学技術の進展は、様々な資源利用を促進し、各種の交通機関や情報手段を発達させ、我々の生活は豊かで便利なも

のへと変容した。

そして現在、世界は、大量の資源・エネルギーを消費するとともに、温室効果ガス、汚水、廃棄物などを大量に排出して、地球規模の環境破壊につながる諸問題を生じている。その影響は、かつての公害問題のように限られた地域にとどまらず、より広範囲で地球的規模に拡大するとともに、将来の世代にも影響を及ぼす問題となっている。こうした環境問題に対して緊急に対処しなければならないという認識が世界的に高まっている。

一人一人が人間と環境とのかかわりについて理解し、豊かな自然等の価値について認識を高め、環境を大切にする心や態度の育成が必要である。環境に配慮した生活や責任ある行動をとり、社会の構造を環境に配慮した持

持続可能なものへと変革するために、学校における環境教育を通して、環境問題や環境保全に主体的にかかわる能力や態度の育成が期待されている。

本稿では、国際的及び我が国における環境教育の概要と我が国の学校教育における環境教育の実践について論じる。

1. 環境教育の背景と経緯

(1) 国際的な関心の高まりと取組

表1は、環境教育に関する国際的な取組をまとめたものである。

環境教育の国際的な広がりきっかけとなったのは、1972(昭和47)年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」において、最初の国際的な環境宣言である「人間環境宣言」とその行動計画として「環境国際行動計画」が採択されたことである。

その後、1975(昭和50)年には「国連教育科学文化機関(UNESCO)」により「国際環境教育会議」が開催され、環境教育の目的を明確にした『ベオグラード憲章』が採択された。この中では、個人及び社会集団が身に付け、実際に行動を起こすために必要な具体的な目標を示している。

1977(昭和52)年には、国連主催の「環境教育政府間会議」で『トビリシ宣言』が出された。環境教育の目的は、環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであると示しており、これは現在の環境教育の基本的な考えとなっている。

「国連人間環境会議」から10年後の1982(昭和57)年には、「人間環境宣言」、「環境国際行動計画」の成果の評価が行われ、『ナイロビ宣言』として、一層の努力の必要性が確認された。

環境に関する国際的な意識が高まる中、1992(平成4)年には、世界180カ国が参加し、

国連史上最大規模の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」が開催され、『環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言』が出された。その行動計画として『アジェンダ21』、『森林原則声明』が合意され、国連の下に「持続可能な開発委員会(CSD)」が設置された。

1997(平成9)年の『テサロニキ宣言』では、持続可能な社会の構築のためには環境教育が不可欠であることが示された。

2002(平成14)年には、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)」が開催された。このサミットで、我が国は2005(平成14)年から始まる10年を「持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development: ESD)の10年」とすることを提案した。

表1 環境教育に関する国際的な取組

年	できごと
1972 (昭和47)	・「国連人間環境会議」において『人間環境宣言』及び『環境国際行動計画』が採択される。
1975 (昭和50)	・「国際環境教育会議」において「ベオグラード憲章」が採択される。
1977 (昭和52)	・「環境教育政府間会議」において『トビリシ宣言』が出される。
1980 (昭和55)	・「国際自然保護連合」(IUCN)、「国連環境計画」(UNEP)などが『世界保全戦略』をまとめる。
1982 (昭和57)	・「人間環境宣言」、「環境国際行動計画」の評価に基づき『ナイロビ宣言』が出される。
1992 (平成4)	・地球サミットがリオデジャネイロで開催される。
1997 (平成9)	・「テサロニキ宣言」が出される。 ・地球温暖化防止に向けた「京都議定書」が採択される。
2002 (平成14)	・ヨハネスブルグ・サミットが開催される。 ・第57回国連総会で「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」が採択される。

2002（平成14）年には、第57回国連総会において満場一致で採択され、国際的な環境教育の取組は、この大枠に沿って展開されることになり今日に至っている。

(2) 持続可能な開発のための教育

直面する環境問題の解決に向けて、地球に対する環境負荷を最小限にとどめ、資源の循環を図りながら地球の生態系を維持できるような、環境、経済、人間間のバランスがとれた社会の実現を目指すことが重要である。

この「持続可能な社会」は、1987（昭和62）年に「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が公表した報告書『我ら共有の未来は（Our Common Future）』の中で提示され、今後の目指すべき社会のあり方は「持続可能な開発」と提唱している。「持続可能な社会」に先立ち、「環境」と「開発」を相反するものではなく、共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるとする考え方は、現在、環境保全についての基本的な理念として国際的にも認識されている。

これまでの国際会議の中で、持続可能な社会の構築と環境教育は不可分であることが示されており、環境教育はあらゆる場において、対象となる人の発達段階、生活の在り方に応じて、行動に結び付くような人材を育てるという観点で行われることが求められている。

(3) 我が国における取組み

我が国では、1950年代に生じた水俣の工場排水、四日市の煤煙などの深刻な公害や自然破壊に対する社会運動が発展し、数々の公害訴訟が起きた。1967（昭和42）年には公害対策基本法が成立し、学校や社会教育では、公害教育への取組が始まった。

地球規模での環境破壊に対する国際的な取組が進む中、1993（平成5）年、「環境基本法」が制定された。さらに、2003（平成15）年7月に、国民が環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう環境教育を推

進し、環境保全活動を促進する目的で、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定された。

2004（平成16）年9月には、その基本方針が閣議決定され、この中では、持続可能な社会の構築に向けて、環境保全活動及び環境教育の実施に当り重視すべき基本的な考え方、環境教育の推進方策、人材育成、拠点整備のための施策などについて定めている。

2006（平成18）年12月に改正された教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う」とする規定が盛り込まれた。

我が国においては、従来から環境教育の重要性に鑑み、学習指導要領や教科書での重視、文部科学省による学校種に応じた環境学習指導資料の刊行が行われる等、環境学習は広がりや深まりを見せている。さらに、国際会議での合意事項に沿って、国際貢献に努める一方、国内の法整備、国民への啓発事業等を行いながら、「持続可能な社会」の実現を図っているところである。

2. 学校教育における環境教育

(1) 基本的な考え方

環境教育とは、環境にかかわる問題についての理解を深め、環境の保全とよりよい環境の創造に主体的に参加することができる技能や思考力、判断力、態度等を育てる教育のことである。

環境問題への対処、環境保全への努力は、国民共通の課題であり、生涯学習の対象であるが、学校における環境教育は、こうした生涯学習の一環であり、その基礎づくりと位置付けられる。

学校における環境教育の在り方については、1996（平成8）年の中央教育審議会一次答申で示された「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」という方針に沿って展開されている。1998（平成10）年に出さ

れた教育課程審議会の答申においても、「環境問題への対応」が、各学校段階・各教科等を通しての主な課題の一つとして取り上げられている。

これらを踏まえ、学校教育における環境教育の在り方、進め方は次のように整理することができる。

- ①環境についての教育：各教科等で、環境や環境問題について知的理解を図ること。
- ②環境のための教育：環境や環境問題に対して主体的にかかわり、責任ある行動をとること。
- ③環境の中での教育：野外観察、調べ活動等の体験的な活動を取り入れ、地域社会とのつながりを重視した学習を進めること。
- ④環境を通しての教育：環境問題解決に必要な様々な能力を育成すること。

(2) ESD導入以降の環境教育

学校が、環境教育に対してどのように取組んでいるのか、東京都教育委員会による、公立小・中学校を対象にした平成15年度・17年度・19年度の「教育課程の編成・実施状況調

査」の結果から考察した。

調査対象校は、平成15年度小学校1346校、中学校652校、平成17年度小学校1329校、中学校643校、平成19年度小学校1322校、中学校638校である。検討した調査項目の回答は、すべて複数回答である。

図1は、小学校における特色ある教育活動をまとめたものであるが、「異学年交流」に取り組む学校の割合が各年度とも最も高い。また、「読書活動」、「幼稚園・中学校等との交流」、「体力・健康」に取り組む学校の割合が、年々増加している。「環境教育」は、平成15年度35.3%、17年度33.5%、19年度32.4%と減少している。

図2は、中学校における特色ある教育活動をまとめたものである。

平成19年度は、「職場体験活動」69.4%、「奉仕活動」69.0%と高い割合である。平成15年度との比較では、「読書活動」、「他校種との交流」、「生徒会活動」を特色ある教育活動として取り組む割合が増加している。「環境教育」は、平成15年度25.2%、17年度25.8%、

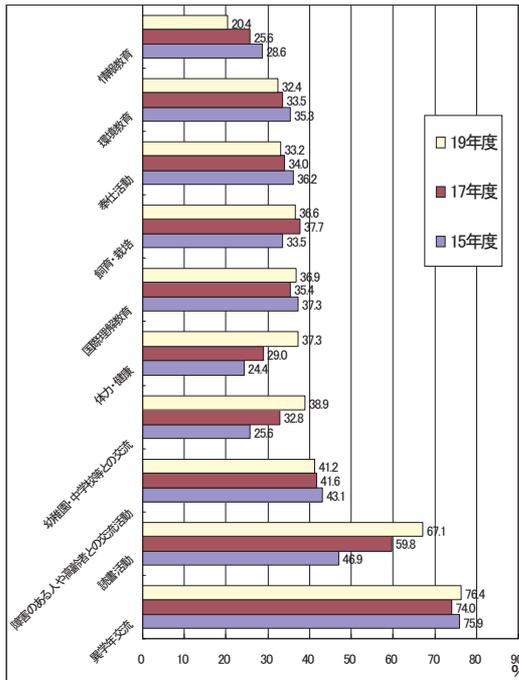


図1 特色ある教育活動（小学校）

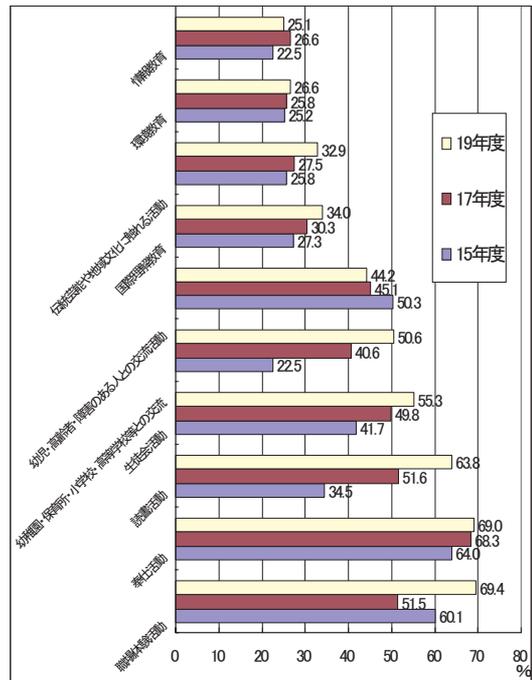


図2 特色ある教育活動（中学校）

19年度26.6%とほぼ横ばいである。

小学校、中学校ともに、特色ある教育活動に対する取組を分析した結果から、ESD導入による大きな変化はみられなかった。

(3) 総合的な学習の時間と環境教育

「総合的な学習の時間」は、地域や学校、児童・生徒の実態に応じて展開されるが、総則では、横断的・総合的な課題として、「国際理解」、「情報」、「環境」、「福祉・健康」が例示されており、多くの学校で環境をテーマにした学習が行われている。

①小学校における取組

図3は、第6学年における課題をまとめたものであるが、「環境」に取り組む割合は、平成15年度50.7%、17年度51.7%、19年度59.4%と微増である。近年の国際化への対応や「外国語活動」の導入から、「国際理解」、「外国語活動」に取り組む割合が増加しており、特に高学年ではこの傾向が顕著である。また、第3学年、第4学年でも同様の傾向がみられる。

表2は、小学校における年間の具体的な実施内容をまとめたものであるが、いずれの年度も、「環境」は「国際理解」に次いで高い割合で実施されている。15年度以降の増加率をみると、「安全・治安・防災」、「職場体験」、「人権」、「心の教育」、「食文化」の順で増加

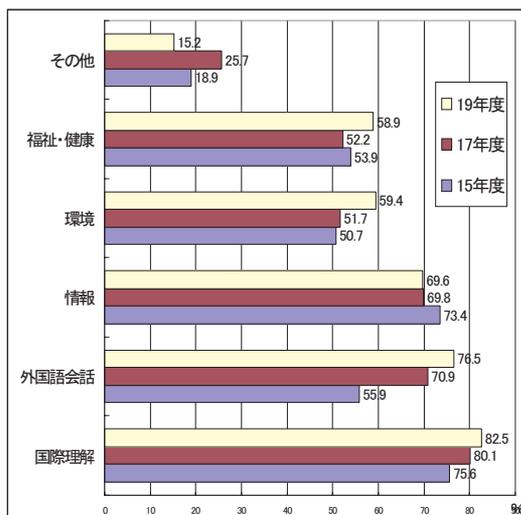


図3 課題への取組状況（第6学年）

しており、昨今の社会状況や事件・事故を踏まえた課題への対応に「総合的な学習の時間」が使われている実態が伺える。

②中学校における取組

図4～6は、各学年における課題をまとめたものである。

第1学年の「環境」は、平成15年度52.1%、17年度56.0%、19年度56.5%と高い割合であり、年々増加している。次いで「情報」、「福祉・健康」が約5割となっている。

第2学年の「環境」は、平成15年度46.2%、17年度51.9%、19年度49.4%である。19年度は「福祉・健康」が57.9%と最も高く、次いで「情報」、「環境」となっている。

第3学年の「環境」は、平成15年度33.5%、17年度42.5%、19年度42.0%である。19年度は「福祉・健康」が56.4%と最も高く、次いで「国際理解」、「情報」となっている。第3学年では「国際理解」に取り組む割合が第1学年、第2学年に比べ増加しており、15年度・17年度も同様である。

表3は、年間の具体的な実施内容についてまとめたものであるが、いずれの年度も、「職場体験」の割合が最も高い。

「総合的な学習の時間」が「職場体験」や「ボランティア」などの体験学習等に充てら

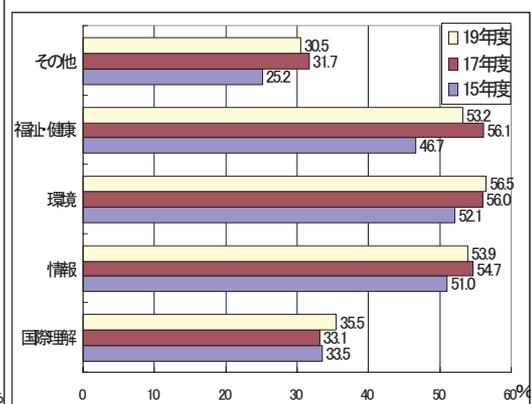


図4 課題への取組状況（第1学年）

表2 小学校における実施内容の割合(%)

	15年度	17年度	19年度
国際理解	86.2	86.4	87.2
環境	85.7	84.4	79.9
情報	81.6	78.9	79.3
福祉・ボランティア	82.5	80.3	76.1
飼育・栽培	55.9	59.7	64.4
歴史・伝統・文化	64.1	60.9	63.2
自然	55.8	51.5	53.7
健康	40.4	39.8	51.8
食文化	36.5	39.4	47.8
心の教育	27.4	33.9	39.9
人権	21.3	23.9	36.2
生命	32.2	28.0	34.7
安全・治安・防災	7.8	13.2	32.4
ものづくり	33.8	26.6	29.9
職場体験	12.0	12.9	22.2
性	16.5	9.6	15.9
その他	3.0	4.3	3.6

表3 中学校における実施内容の割合(%)

	15年度	17年度	19年度
職場体験	84.8	90.0	92.9
歴史・伝統・文化	69.5	69.4	71.8
福祉・ボランティア	71.5	72.8	71.1
情報	61.7	60.7	64.5
環境	66.3	63.6	63.9
国際理解	60.0	58.5	59.5
健康	37.6	44.3	48.7
心の教育	40.4	39.8	44.5
生命	30.8	38.3	42.7
自然	37.1	35.9	37.7
安全・治安・防災	20.6	27.7	36.8
人権	24.4	26.1	35.2
食文化	18.1	18.4	27.4
飼育・栽培	15.0	18.0	21.0
ものづくり	12.3	13.1	14.8
性	15.2	13.7	12.1
その他	5.8	7.3	5.3

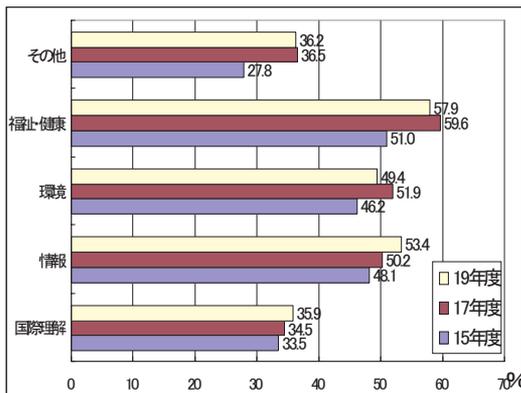


図5 課題への取組状況 (第2学年)

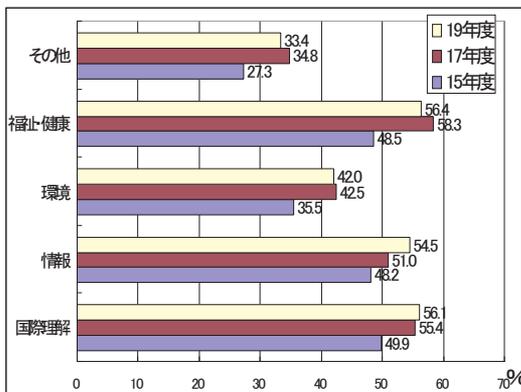


図6 課題への取組状況 (第3学年)

れていることが伺える。

「環境」については、約6割の学校で実施されているが、小学校と同様、15年度以降では、「安全・治安・防災」、「食文化」、「人権」といった内容が増加している。

(4) 環境教育の具体的な取組状況

図7・8は、小・中学校における環境教育の具体的な内容をまとめたものである。

小・中学校ともに、「ごみ問題とリサイクル」、「地域の環境」に取り組んでいる割合が高い。15年度以降は、小学校で「地球規模の環境問題」、「エネルギーと環境」、中学校で「日本の環境問題」、「エネルギーと環境」の割合が増加している。

発達段階に応じた配慮がなされ、小学校においては、児童が身近な地域の環境にかかわる取組、中学校では、より広い地球的視野で環境問題を捉えようとする取組が展開されていることが伺える。

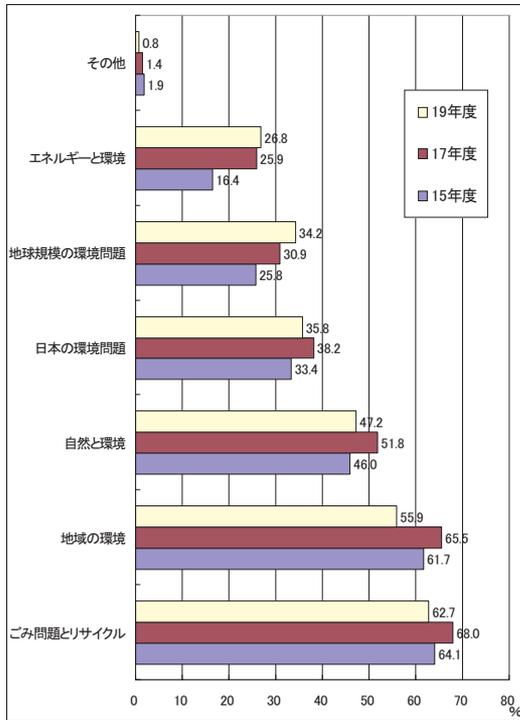


図7 具体的な内容（小学校）

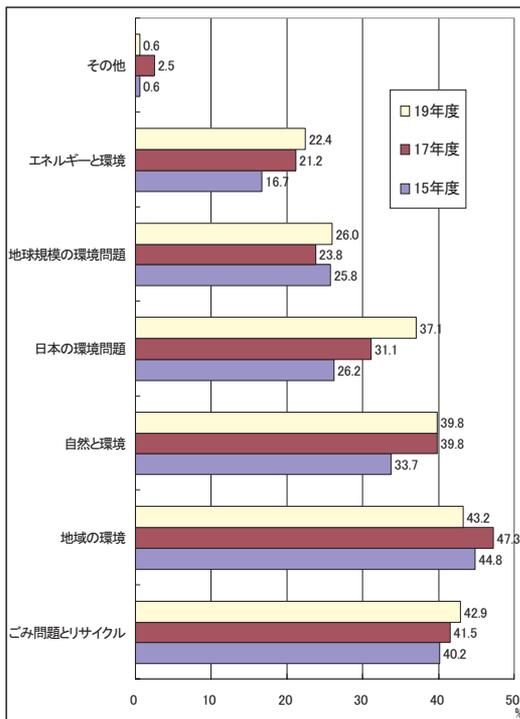


図8 具体的な内容（中学校）

3. 指導上の課題

(1) 調和のとれた教育課程の編成

各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動はそれぞれが固有の目標とねらいをもつ教育活動であるが、実際の教育活動は、それぞれが独立して個別に行われるのではなく、相互に関連し補完し合っている。

環境教育は、学校の全教育活動を通して行われるものであり、指導計画の作成に当たっては、各教科等の相互の関連を図り、全体の調和のとれたものとして検討し、作成することが必要である。環境教育を推進するという観点に立って環境教育に関連する内容について計画化することが求められる。各学校の諸条件や学年の発達段階に配慮し、有機的な関連を図った調和のとれた計画により、環境教育の目的が達成され、学校の教育目標の達成に寄与することができる。

(2) 特別活動と環境教育

集団における自主的、体験的活動を重視する特別活動において、各教科等と密接に連携を図りつつ、積極的に環境教育を推進することは今日的な課題である。

①学級活動

学校生活は、学級が基盤となって展開される。学級活動では、学習環境に最適の場をつくり、児童・生徒相互の友情や協力、向上への雰囲気を醸成しながら、集団の成員が役割を分担し責任をもって遂行することが大切である。具体的な活動として、教室環境の整備や美化活動、校内外の清掃活動が円滑に展開されよう配慮するとともに、計画的に環境問題をテーマにした学習の展開が求められる。

②児童会・生徒会活動

環境保全に関する問題提起や情報交換、あるいは、他校や関係諸団体との交流といった学校や地域の実態に応じた活動が考えられる。具体的な活動として、生産的活動や地域清掃、緑化活動、リサイクル活動など各種の活動が考えられる。

③学校行事

学校行事での環境保全に関する活動は、日頃の学習の成果を生かした体験的活動として、河川・湖沼・海浜の清掃活動や森林緑化・野鳥保護等が考えられる。児童・生徒の自主的な活動によって、自律心を育てるとともに生涯にわたる生活習慣や社会性を培うことにつながる。また、地球の自然や環境保全の理解を全校的な規模で推進することも重要である。

(3) 総合的な学習の時間と特別活動

各教科における指導同様、総合的な学習の時間や特別活動における自然体験やボランティア活動、グループ学習や異年齢集団による学習では、児童・生徒が社会貢献の精神や自然に対する畏敬の念、他人を思いやる心など豊かな人間性、社会性を身に付けることができるような教師の適切な支援が重要である。総合的な学習の時間においては、特別活動で培った自発的、自主的な活動の進め方などの資質や能力が応用され、発揮されるように計画され、運営されることが肝要である。

(4) 体験的な活動の充実

体験的な学習は、問題解決的な学習とともに全教育活動において配慮することが必要であるが、特に総合的な学習の時間における自然体験や社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動などの学習活動と、特別活動における自然体験や社会体験などは、より一層の充実が求められる。

したがって、各学校においては、学校や地域の実態を生かして、両者の関連が十分に配慮され、それぞれのねらいや目標が達成される特色ある教育活動が推進される必要がある。

体験的な活動に当っては、

- ア フィールドでの体験による気づきを喚起する。
- イ 発見したことなどに興味・関心をもち、知識を得て、深める。
- ウ 知識を理解し、環境を評価する能力をつける。

エ 評価能力・判断能力をもって環境を改善していくための計画立案や行動を起こす。

といった各ステップでの指導が必要である。その際、地域の関連施設の活用や関係団体との連携によって、より有機的な関連を図った指導ができるよう配慮することも大切である。

最後に、環境教育の推進に当たっては、学校教育だけに頼るのではなく、社会全体の生涯学習体系に組み入れた展開のあり方が重要となる。今日の学校教育に対しては、社会の各方面から様々な課題解決が期待されているが、そのすべてが学校に負わされることになれば、学校は飽和状態となり果たすべき本来の役割を達成することは困難になる。

参考文献

- 1) 国立教育政策研究所・教育課程研究センター『環境教育指導資料(小学校編)』2007
- 2) 日本特別活動学会編『キーワードで拓く新しい特別活動』東洋館出版社、2000
- 3) 東京都教育委員会『平成19年度教育課程の編成・実施状況[公立幼稚園・小学校・中学校]』2007
- 4) 東京都教育委員会『平成17年度教育課程の編成・実施状況[公立幼稚園・小学校・中学校]』2005
- 5) 東京都教育委員会『平成15年度教育課程の編成・実施状況[公立幼稚園・小学校・中学校]』2003
- 6) 岩内亮一・本吉修二・明石要一編集代表『教育学用語辞典[第四版]』2006
- 7) 埼玉県教育委員会『埼玉県小学校環境教育指導資料 生きる力をはぐくむ環境教育の推進』2005
- 8) 埼玉県教育委員会『埼玉県中学校環境教育指導資料 生きる力をはぐくむ環境教育の構想と展開』2006